

令和6年6月3日 開会

令和6年 第2回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第37号	寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
2	報告第4号	損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について	2
3	報告第5号	令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	4
4	報告第6号	令和5年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	9
5	報告第7号	令和5年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告 について	11
6	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市市税条例 の一部を改正する条例）	13
7	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市都市計画 税条例の一部を改正する条例）	31
8	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（寒河江市国民健康 保険税条例の一部を改正する条例）	35
9	議第38号	令和6年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）	別冊
10	議第39号	さくらんぼのまち寒河江推進条例の制定について	38
11	議第40号	寒河江市下水道条例の一部改正について	41

議第 37 号

寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

記

五十嵐 良子 (敬称略)

理 由

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち 1 名の任期満了に伴い、再任しようとするものである。

報告第4号

損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

専第7号

損害賠償の額の決定についての専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、昭和56年9月11日議会の議決により指定された損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

記

1 損害賠償の原因

令和6年3月21日午後3時15分ごろ、山形地方法務局寒河江支局駐車場において、公務運転中の市有自動車が進もうとしたところ、損害賠償請求者が所有する車両に接触し、同車両の一部が破損したものである。

2 損害賠償の請求者

朝日町在住の30代男性

3 損害賠償の額及び条件

- (1) 寒河江市は、損害賠償請求者に対し、金131,065円を支払う。
- (2) 損害賠償請求者は、本件事故に関し、今後いかなる事由があっても、寒河江市に対して前号以外の金品を請求しないものとする。

令和6年4月26日

寒河江市長 佐藤洋樹

報告第5号

令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、
令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	総務管理事業	2,310,000	2,310,000					2,310,000
2	1	政策推進事業	15,670,000	15,670,000		4,100,000			11,570,000
2	3	戸籍住民基本台帳事務事業	12,881,000	12,881,000		12,881,000			
3	1	老人福祉施設整備補助事業	144,072,000	144,072,000		144,072,000			
3	2	保育所等整備事業	120,465,000	120,465,000		101,547,000			18,918,000
4	1	新型コロナウイルスワクチン接種事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
7	1	地域経済緊急対策事業	60,831,000	5,831,000					5,831,000
8	2	道路新設改良事業(単独)	798,000	797,352			700,000		97,352
8	2	道路新設改良事業(交付金)	245,432,000	245,430,339		134,987,000	101,500,000		8,943,339

令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	4 都市計画費	公園整備事業	27,250,000	27,250,000		13,600,000	12,200,000		1,450,000
8 土木費	4 都市計画費	チェリーランド・ ギャザリングスポ ット整備事業	349,953,000	349,953,000		156,958,000	156,900,000		36,095,000

令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳	
2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1 2 委託料	2,310,000	2,310,000	一般財源	2,310,000
			合計	2,310,000	2,310,000	合計	2,310,000
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	1 2 委託料	15,670,000	15,670,000	国庫支出金	4,100,000 (未収入)
			合計	15,670,000	15,670,000	一般財源	11,570,000
						合計	15,670,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	1 2 委託料	12,881,000	12,881,000	国庫支出金	12,881,000 (未収入)
			合計	12,881,000	12,881,000	合計	12,881,000
3 民生費	1 社会福祉費	3 老人福祉費	1 8 負担金、補助及び交付金	144,072,000	144,072,000	県支出金	144,072,000 (未収入)
			合計	144,072,000	144,072,000	合計	144,072,000
3 民生費	2 児童福祉費	3 児童福祉施設費	1 8 負担金、補助及び交付金	120,465,000	120,465,000	国庫支出金	101,547,000 (未収入)
			合計	120,465,000	120,465,000	一般財源	18,918,000
						合計	120,465,000
4 衛生費	1 保健衛生費	2 予防費	1 2 委託料	3,000,000	3,000,000	国庫支出金	3,000,000 (未収入)
			合計	3,000,000	3,000,000	合計	3,000,000
7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1 8 負担金、補助及び交付金	60,831,000	5,831,000	一般財源	5,831,000
			合計	60,831,000	5,831,000	合計	5,831,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	1 2 委託料	1,043,000	1,043,000	国庫支出金	134,987,000 (未収入)
			1 4 工事請負費	165,460,000	165,459,680	市債	102,200,000 (未収入)
			1 6 公有財産購入費	19,874,000	19,872,580	一般財源	9,040,691
						合計	246,227,691

令和5年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	繰越明許費予算額	翌年度繰越額	繰越額の財源内訳
8 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路新設改良費	2 1 補償、補填及 び賠償金	59,853,000	59,852,431	
			合 計	246,230,000	246,227,691	
8 土木費	4 都市計画費	2 公園費	1 2 委託料	23,997,000	23,997,000	国庫支出金 170,558,000 (未収入) 市 債 169,100,000 (未収入) 一 般 財 源 37,545,000 合 計 377,203,000
			1 4 工事請負費	343,366,000	343,366,000	
			1 7 備品購入費	9,840,000	9,840,000	
			合 計	377,203,000	377,203,000	

報告第6号

令和5年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、
令和5年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

令和5年度 寒河江市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義 務発生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	水道施設 更新事業	71,390,000		71,390,000			71,390,000			令和5年度内の 完成ができな かったため
1 資本的支出	1 建設改良費	生活基盤 施設耐震 化等交付 金事業	120,000,000		120,000,000	14,850,000		105,150,000			令和5年度内の 完成ができな かったため
合計			191,390,000		191,390,000	14,850,000		176,540,000			

報告第7号

令和5年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、
令和5年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

令和5年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				説明	
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
									国庫支出金	地方債	その他		
11	1	農業用施設 災害復旧費 (補助)	33,429,000	10,032,000	23,397,000		23,397,000		22,787,406		609,594		国の河川改修事業の影響により、災害復旧事業計画の変更が必要となり、事業計画承認までに時間を要したため。

令和5年度寒河江市一般会計事故繰越し繰越計算書の明細

(単位：円)

款	項	目	節	支出負担行為額	左の内訳		翌年度繰越額	繰越額の財源内訳	
					支出済額	支出未済額			
11	1	1	14	33,429,000	10,032,000	23,397,000	23,397,000	国庫支出金	22,787,406 (未収入)
			工事請負費						
			合計	33,429,000	10,032,000	23,397,000	23,397,000	合計	23,397,000

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、寒河江市市税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第4号

寒河江市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり寒河江市市税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市市税条例の一部を改正する条例

寒河江市市税条例（昭和40年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「寄附金又は金銭」を「寄附金」に改め、同項第11号を次のように改める。

(11) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第42条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第42条第3項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第45条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第61条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第61条第3項中「規定によつて」を「規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第119条の2の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税の減免)

第119条の3 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額
- (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附則第2条の3の2を削る。

附則第4条の5の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第4条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び

第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第4条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第20条、第23条から第24条の2まで、附則第2条の4第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、前条及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第39条の5第1項の規定の適用については、第39条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第4条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第33条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴

収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合

計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第39条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第4条の8 令和6年度分の個人の市民税に限り、第39条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第39条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税を含む。以

下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)、第39条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数

があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間に

においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第39条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の8第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収

すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第39条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税

額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第39条の5第2項の規定により読み替えられた第39条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第39条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第4条の8第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第39条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

- 第4条の9 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第23条から第24条の2まで、附則第2条の4第2項、附則第4条第1項、附則第4条の3の2第1項、附則第4条の4及び附則第6条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第5条第2項中「前条」を「附則第4条の5」に改め、同条第3項を次

のように改める。

3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項、附則第4条の6第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条第2項」と、附則第4条の6第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第5条第2項及び」と、前条中「附則第4条の5及び」とあるのは「附則第4条の5、次条第2項及び」とする。

附則第7条の2第14項を削り、同条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第7条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条中第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第7条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第

17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第9条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を

「令和6年度から令和8年度まで」に、「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を「100分の5」に、「加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を「加算した額」に改め、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「得た額。以下この項において同じ。」を「得た額」に、「得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を「得た額」に改める。

附則第12条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第13条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第13条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第14条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条

の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第15条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条

の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第45条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第23条の2第1項の改正規定、附則第2条の3の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の寒河江市市税条例第23条の2第1項（第11号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第11号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒河江市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、寒河江市都市計画税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第5号

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例

寒河江市都市計画税条例（昭和32年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を「100分の5」に、「加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を「加算した額」に改める。

附則第6項及び第7項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第8項及び第9項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第10項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「得た額。以下この項において同じ。」を「得た額」に、「得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を「得た額」に改める。

附則第12項中「第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項又は」を「第34項まで、第37項、第38項若しくは第42項、第15条の2第2項、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の寒河江市都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤洋樹

理由

地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

専第6号

寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤洋樹

寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

寒河江市国民健康保険税条例（昭和37年市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第11条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に、「ものを」を「者を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の寒河江市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第39号

さくらんぼのまち寒河江推進条例の制定について

さくらんぼのまち寒河江推進条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月3日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

さくらんぼのまち寒河江推進条例

寒河江市（以下「市」という。）は、明治時代初期からさくらんぼの栽培が始まり、これまで全国屈指の産地として「さくらんぼ」にこだわったまちづくりを進めてきた。

ここに、さくらんぼを、市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが協力し、さくらんぼのまち寒河江をさらに推進し、未来へ継承することを基本理念として、条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、市の特産品であるさくらんぼを市民の誇りと位置付け、生産者、事業者、市民及び市が協力し、さくらんぼのまち寒河江をさらに推進し、未来へ継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産者 さくらんぼを生産する者をいう。
- (2) 事業者 さくらんぼの流通、加工、販売等を行う者又はさくらんぼに関連する観光を業として行う者をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

（生産者の役割）

第3条 生産者は、さくらんぼのブランド価値をさらに高めるため、高品質かつ安定的な生産を目指すとともに、消費者の安全性及び信頼性の確保に努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、さくらんぼのブランド価値をさらに高めるため、さくらんぼの新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の協力)

第5条 市民は、生産者、事業者及び市が実施するさくらんぼに関する施策に協力し、さくらんぼへの理解を深め、消費拡大に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、さくらんぼに関する歴史及び文化を伝承し、生産振興、ブランド価値の向上、新たな産業の創出その他のさくらんぼを未来へつないでいくための施策を推進する。

(連携及び協力)

第7条 生産者、事業者、市民及び市は、さくらんぼの生産、消費拡大及び普及促進に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

(情報発信)

第8条 生産者、事業者、市民及び市は、多くの人々がさくらんぼの魅力について知る機会の増大を図るため、多様な手段を効果的に活用し、さくらんぼのまちづくりに関する情報発信に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市民の誇りである「さくらんぼ」を核としたまちづくりをさらに推進し、未来へ継承するため、条例を制定しようとするものである。

議第40号

寒河江市下水道条例の一部改正について

寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月3日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市下水道条例の一部を改正する条例

寒河江市下水道条例（昭和57年市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属」を「選任」に、「氏名」を「氏名並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

- (2) 法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し

第6条の2第3項第4号中「専属」を「選任」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改める。

第6条の3第1項第1号を次のように改める。

- (1) 営業所ごとに、協会から責任技術者として登録を受けた者を選任していること。

第6条の4の見出しを「（責任技術者）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務を行わせるため、協会から責任技術者として登録を受けている者のうちから、責任技術者を選任しなければならない。ただし、山形県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第6条の4第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

アナログ規制の見直しを行うため、所要の改正をしようとするものである。